

幼稚園教育要領・保育所保育指针对照表

(1) 幼稚園教育・保育所保育の目標

事 項	幼稚園教育要領	保育所保育指針
教育・養護の目標	学校教育法第23条 ・教育の目標（一～五）	第一章 総則 3 保育の原理 （一）保育の目標 ・教育の目標（イ～カ） ・養護の目標（ア）

(2) 教育・養護の具体的内容（5領域など）

事 項	幼稚園教育要領	保育所保育指針
総 則	第1章 総則 第1 幼稚園教育の基本 第2 教育課程の編成 総論部分 1（教育課程の編成）	第一章 総則 3 保育の原理 （二）保育の方法 （三）保育の環境 第二章 子どもの発達 総論部分 第三章 保育の内容 2 保育の実施上の配慮事項 （一）保育に関わる全般的な配慮事項 ア （四）三歳以上児の保育に関わる配慮事項 イ 第四章 保育の計画及び評価 総論部分 1 保育の計画 （一）保育課程
発達の特性、 発達過程	該当無し （幼稚園教育要領解説に、「発達の特性」 について記述。）	第二章 子どもの発達 1 乳幼児期の発達の特性 2 発達過程

事 項	幼稚園教育要領	保育所保育指針
教育の内容等 （5領域）	第2章 ねらい及び内容 総論部分 健康 1 ねらい、2 内容、3 内容の取扱い 人間関係 1 ねらい、2 内容、3 内容の取扱い 環境 1 ねらい、2 内容、3 内容の取扱い 言葉 1 ねらい、2 内容、3 内容の取扱い 表現 1 ねらい、2 内容、3 内容の取扱い	第三章 保育の内容 総論部分 1 保育のねらい及び内容 （二）教育に関わるねらい及び内容 ア 健康 （ア）ねらい、（イ）内容 ※ イ 人間関係 （ア）ねらい、（イ）内容 ※ ウ 環境 （ア）ねらい、（イ）内容 ※ エ 言葉 （ア）ねらい、（イ）内容 ※ オ 表現 （ア）ねらい、（イ）内容 ※ 第五章 健康及び安全 3 食育の推進 ※「内容の取扱い」は無いが、5領域に関わる配慮事項がある。（「2 保育の実施上の配慮事項」（一）イ、ウ、（四）ア、ウ～ク）
養護の内容等	該当無し （ただし、教育に随伴するものとして、 上記第2章の「ねらい及び内容」、第 1章の「総則」に、養護に関する事柄 が含まれている。）	第三章 保育の内容 1 保育のねらい及び内容 （一）養護に関わるねらい及び内容 ア 生命の保持 （ア）ねらい、（イ）内容 イ 情緒の安定 （ア）ねらい、（イ）内容 2 保育の実施上の配慮事項 （二）乳児保育に関わる配慮事項 （三）3歳未満児の保育に関わる配慮事項

(3) 教育時間、教育方法等

事 項	幼稚園教育要領	保育所保育指針
週数、時数	第1章 総則 第2章 教育課程の編成 2 (年間の週数(39週を下らないこと)) 3 (1日の教育時間数(4時間を標準))	(児童福祉施設最低基準で、1日8時間を原則と規定。)
指導計画作成上の留意事項	第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項 第1章 指導計画の作成に当たっての留意事項 1 一般的な留意事項 (1)～(7)、(9) 2 特に留意する事項 (1)～(5) 1 一般的な留意事項 (2) (反省・評価と指導計画の改善) 【再掲】 2 特に留意する事項 (1) (安全指導) 【再掲】	第三章 保育の内容 2 保育の実施上の配慮事項 (一) 保育に関わる全般的な配慮事項 エ～カ (四) 三歳児以上の保育に関わる配慮事項 ケ 第四章 保育の計画及び評価 総論部分【再掲】 1 保育の計画 (二) 指導計画 (三) 指導計画の作成上、特に留意すべき事項 ア～エ 2 保育の内容等の自己評価 (一) 保育士等の自己評価 第五章 健康及び安全 2 環境及び衛生管理並びに安全管理 (二) 事故防止及び安全対策

(4) 家庭や地域との連携・子育て支援等

事 項	幼稚園教育要領	保育所保育指針
家庭や地域との連携、子育て支援	第1章 総則 第2章 教育課程の編成【再掲】 第3章 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動など (家庭や地域における幼児期の教育の支援関係部分) 第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項 第1章 指導計画の作成に当たっての留意事項 1 一般的な留意事項 (8) (家庭や地域との連携) 第2章 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項 2 (地域の幼児期の教育のセンター)	第四章 保育の計画及び評価 1 保育の計画 (三) 指導計画の作成上、特に留意すべき事項 オ 家庭及び地域社会との連携 第六章 保護者に対する支援 総論部分 1 保育所における保護者に対する支援の基本 2 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援 3 地域における子育て支援

事 項	幼稚園教育要領	保育所保育指針
預かり保育	第1章 総則 第3章 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動など (預かり保育関係部分) 第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項 第2章 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項 1 (預かり保育の留意事項)	該当無し

(5) その他

事 項	幼稚園教育要領	保育所保育指針
施設の役割、 社会的責任等	該当無し	第一章 総則 1 趣旨 2 保育所の役割 4 保育所の社会的責任
評 価 (施設としての 評価)	(学教法28条、42条) (学教法施行規則39条、66～68条)	第四章 保育の計画及び評価 2 保育の内容等の自己評価 (二) 保育所の自己評価
健康・安全	(学教法12条) (学校保健安全法) (学校保健安全法施行令) (学校保健安全法施行規則)	第五章 健康及び安全 総論部分 1 子どもの健康支援 2 環境及び衛生管理並びに安全管理 (一) 環境及び衛生管理 3 食育の推進【再掲】 4 健康及び安全の実施体制等
資質向上	該当無し	第7章 職員の資質向上 総論部分 1 職員の資質向上に関する基本的事項 2 施設長の責務 3 職員の研修等

幼稚園教育要領・保育所保育指针对照表【(1) 幼稚園教育・保育所保育の目標】

【教育・養護の目標】

幼稚園教育要領	保育所保育指針
<p><参考> 学校教育法（抄）</p> <p>第23条 幼稚園における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。</p> <p>一 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。</p> <p>二 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。</p> <p>三 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。</p> <p>四 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。</p> <p>五 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。</p>	<p>第一章 総 則</p> <p>3 保育の原理</p> <p>(一) 保育の目標</p> <p>ア 保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。このため、保育所の保育は、子どもが現在最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、次の目標を目指して行わなければならない。</p> <p>(7) 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満ちし、生命の保持及び情緒の安定を図ること。 →養護の目標(7)</p> <p>(イ) 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと。</p> <p>(ウ) 人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと。</p> <p>(エ) 生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うこと。</p> <p>(オ) 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとするなど、言葉の豊かさを養うこと。</p> <p>(カ) 様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培うこと。 →教育の目標(イ)～(カ)</p> <p>イ 保育所は、入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助に当たらなければならない。</p>

幼稚園教育要領・保育所保育指针对照表【(2) 教育・養護の具体的内容（五領域など）】

【総 則】

幼稚園教育要領	保育所保育指針
<p>第1章 総 則</p> <p>第1 幼稚園教育の基本</p> <p>幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園教育は、学校教育法第22条に規定する目的を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする。</p> <p>このため、教師は幼児との信頼関係を十分に築き、幼児と共によりよい教育環境を創造するように努めるものとする。これらを踏まえ、次に示す事項を重視して教育を行わなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 幼児は安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を得ていくものであることを考慮して、幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること。 2 幼児の自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての指導を中心として第2章に示すねらいが総合的に達成されるようにすること。 3 幼児の発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどって成し遂げられていくものであること、また、幼児の生活経験がそれぞれ異なることなどを考慮して、幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすること。 <p>その際、教師は、幼児の主体的な活動が確保されるよう幼児一人一人の行動の理解と予想に基づき、計画的に環境を構成しなければならない。この場合において、教師は、幼児と人やものとのかわりが重要であることを踏まえ、物的・空間的環境を構成しなければならない。また、教師は、幼児一人一人の活動の場面に応じて、様々な役割を果たし、その活動を豊かにしなければならない。</p> <p>第3 教育課程の編成</p> <p>幼稚園は、家庭との連携を図りながら、この章の第1に示す幼稚園教育の基本に基づいて展開される幼稚園生活を通して、生きる力の基礎を育成するよう学校教育法第23条に規定する幼稚園教育の目標の達成に努めなければならない。幼稚園は、このことにより、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとする。</p> <p>これらを踏まえ、各幼稚園においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの幼稚園教育要領の示すところに従い、創意工夫を生かし、幼児の心身の発達と幼稚園及び地域の実態に即応した適切な教育課程を編成するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 幼稚園生活の全体を通して第2章に示すねらいが総合的に達成されるよう、教育課程に係る教育期間や幼児の生活経験や発達の過程などを考慮して具体的なねらいと内容を組織しなければならないこと。この場合においては、特に、自我が芽生え、他者の存在を意識し、自己を抑制しようとする気持ちが生まれる幼児期の発達の特性を踏まえ、入園から修了に至るまでの長期的な視野をもって充実した生活が展開できるように配慮しなければならないこと。 	<p>第一章 総 則</p> <p>3 保育の原理</p> <p>(二) 保育の方法</p> <p>保育の目標を達成するために、保育士等は、次の事項に留意して保育しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> ア 一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するとともに、子どもが安心感と信頼感を持って活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めること。 イ 子ども生活リズムを大切に、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整えること。 ウ 子ども発達について理解し、一人一人の発達過程に応じて保育すること。その際、子どもの個人差に十分配慮すること。 エ 子ども相互の関係作りや互いに尊重する心を大切に、集団における活動を効果あるものにするよう援助すること。 オ 子どもが自発的、意欲的に関われるような環境を構成し、子どもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切にする。特に、乳幼児期にふさわしい体験が得られるように、生活や遊びを通して総合的に保育すること。 カ 一人一人の保護者の状況やその意向を理解、受容し、それぞれの親子関係や家庭生活等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、適切に援助すること。 <p>(三) 保育の環境</p> <p>保育の環境には、保育士等や子どもなどの人的環境、施設や遊具などの物的環境、更には自然や社会の事象などがある。保育所は、こうした人、物、場などの環境が相互に関連し合い、子どもの生活が豊かなものとなるよう、次の事項に留意しつつ、計画的に環境を構成し、工夫して保育しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> ア 子ども自らが環境に関わり、自発的に活動し、様々な経験を積んでいくことができるよう配慮すること。 イ 子どもの活動が豊かに展開されるよう、保育所の設備や環境を整え、保育所の保健的環境や安全の確保などに努めること。 ウ 保育室は、温かな親しみとくつろぎの場となるとともに、生き生きと活動できるように配慮すること。 エ 子どもが人と関わる力を育てていくため、子ども自らが周囲の子どもや大人と関わっていくことができる環境を整えること。 <p>第二章 子どもの発達</p> <p>子どもは、様々な環境との相互作用により発達していく。すなわち、子どもの発達は、子どもがそれまでの体験を基にして、環境に働きかけ、環境との相互作用を通して、豊かな心情、意欲及び態度を身に付け、新たな能力を獲得していく過程である。特に大切なのは、人との関わりであり、愛情豊かで思慮深い大人による保護や世話などを通して、大人と子どもの相互の関わりが十分に行われることが重要である。この関係を起点として、次第に他の子どもとの間でも相互に働きかけ、関わりを深め、人への信頼感と自己の主体性を形成していくのである。</p> <p>これらのことを踏まえ、保育士等は、次に示す子どもの発達の特性や発達過程を理解し、発達及び生活の連続性に配慮して保育しなければならない。その際、保育士等は、子どもと生活や遊びを共にする中で、一人一人の子どもの心身の状態を把握しながら、その発達の援助を行うことが必要である。</p> <p>第三章 保育の内容</p> <p>2 保育の実施上の配慮事項</p> <p>保育士等は、一人一人の子どもの発達過程やその連続性を踏まえ、ねらいや内容を柔軟に取り扱うとともに、特に、次の事項に配慮して保育しなければならない。</p> <p>(一) 保育に関わる全般的な配慮事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ア 子ども心身の発達及び活動の実態などの個人差を踏まえるとともに、一人一人の子どもの気持ちを受け止め、援助すること。 <p>(四) 三才以上児の保育に関わる配慮事項</p> <ol style="list-style-type: none"> イ 子どもの情緒が安定し、自己を十分に発揮して活動することを通して、やり遂げる喜びや自信を持つことができるよう配慮すること。 <p>第四章 保育の計画及び評価</p> <p>保育所は、第一章（総則）に示された保育の目標を達成するために、保育の基本となる「保育課程」を編成するとともに、これを具体化した「指導計画」を作成しなければならない。</p> <p>保育課程及び指導計画（以下「保育の計画」という。）は、すべての子どもが、入所している間、安定した生活を送り、充実した活動ができるように、柔軟で発展的なものとし、また、一貫性のあるものとなるよう配慮することが重要である。</p> <p>また、保育所は、保育の計画に基づいて保育し、保育の内容の評価及びこれに基づく改善に努め、保育の質の向上を図るとともに、その社会的責任を果たさなければならない。</p> <p>1 保育の計画</p> <p>(一) 保育課程</p> <ol style="list-style-type: none"> ア 保育課程は、各保育所の保育の方針や目標に基づき、第二章（子どもの発達）に示された子どもの発達過程を踏まえ、前章（保育の内容）に示されたねらい及び内容が保育所生活の全体を通して、総合的に展開されるよう、編成されなければならない。 イ 保育課程は、地域の実態、子どもや家庭の状況、保育時間などを考慮し、子どもの育ちに関する長期的見通しを持って適切に編成されなければならない。 ウ 保育課程は、子どもの生活の連続性や発達の連続性に留意し、各保育所が創意工夫して保育できるよう、編成されなければならない。

【発達の特性、発達過程】

幼稚園教育要領	保育所保育指針
<p style="text-align: center;">(な し)</p> <p><参考>幼稚園教育要領解説(平成20年10月) p 13~14</p> <p>③ 発達の特性 幼児が生活する姿の中には、幼児期特有の状態が見られる。そこで、幼稚園においては、幼児期の発達の特性を十分に理解して、幼児の発達の実情に即応した教育を行うことが大切である。幼児期の発達の特性のうち、特に留意しなければならない主なものは次のようなことである。</p> <p>○幼児期は、身体が著しく発育するとともに、運動機能が急速に発達する時期である。そのために自分の力で取り組むことができることが多くなり、幼児の活動性は著しく高まる。そして、ときには、全身で物事に取り組み、我を忘れて活動に没頭することもある。こうした取組は運動機能だけでなく、他の心身の諸側面の発達をも促すことにもなる。</p> <p>○幼児期は、次第に自分でやりたいという意識が強くなる一方で、信頼できる保護者や教師などの大人にまだ依存していたいという気持ちも強く残っている時期である。幼児はいつでも適切な援助が受けられる、あるいは周囲から自分の存在を認められ、受け入れられているという安心感などを基盤にして、初めて自分の力で様々な活動に取り組むことができるのである。すなわち、この時期は、大人への依存を基盤としつつ自立へ向かう時期であるといえる。また幼児期において依存と自立の関係を十分に体験することは、将来にわたって人とのかかわり、充実した生活を営むために大切なことである。</p> <p>○幼児期は、幼児が自分の生活経験によって親しんだ具体的なものを手掛かりにして、自分自身のイメージを形成し、それに基づいて物事を受け止めている時期である。幼児は、このような自分なりのイメージをもって友達と遊ぶ中で、物事に対する他の幼児との受け止め方の違いに気付くようになる。また、それを自分のものと交流させたりしながら、次第に一緒に活動を展開できるようにしていく。</p> <p>○幼児期は、信頼や憧れをもって見ている周囲の対象の言動や態度などを模倣したり、自分の行動にそのまま取り入れたりすることが多い時期である。この対象は、初めは、保護者や教師などの大人であることが多い。やがて、幼児の生活が広がるにつれて、友達や物語の登場人物などにも広がっていく。このような幼児における同一化は、幼児の人格的な発達、生活習慣や態度の形成などにとって重要なものである。</p> <p>○幼児期は、環境と能動的にかかわることを通して、周りの物事に対処し、人々と交渉する際の基本的な枠組みとなる事柄についての概念を形成する時期である。例えば、命あるものとそうでないものの区別、生きていくものとその生命の終わり、人と他の動物の区別、心の内面と表情など外側に表れたものの区別などを理解するようになる。</p> <p>○幼児期は、他者とのかかわり合いの中で、様々な葛藤やつまずきなどを体験することを通して、将来の善悪の判断につながる、やってよいことや悪いことの基本的な区別ができるようになる時期である。また、幼児同士が互いに自分の思いを主張し合い、折り合いを付ける体験を重ねることを通して、きまりの必要性などに気付き、自己抑制ができるようになる時期でもある。特に、幼児は、大人の諾否により、受け入れられる行動と望ましくない行動を理解し、より適切な振る舞いを学ぶようになる。</p>	<p>第二章 子どもの発達</p> <p>1 乳幼児期の発達の特性</p> <p>(一) 子どもは、大人によって生命を守られ、愛され、信頼されることにより、情緒が安定するとともに、人への信頼感が育つ。そして、身近な環境(人、自然、事物、出来事など)に興味や関心を持ち、自発的に働きかけるなど、次第に自我が芽生える。</p> <p>(二) 子どもは、子どもを取り巻く環境に主体的に関わることにより、心身の発達が促される。</p> <p>(三) 子どもは、大人との信頼関係を基にして、子ども同士の関係を持つようになる。この相互の関わりを通じて、身体的な発達及び知的な発達とともに、情緒的、社会的及び道徳的な発達が促される。</p> <p>(四) 乳幼児期は、生理的、身体的な諸条件や生育環境の違いにより、一人一人の心身の発達の個人差が大きい。</p> <p>(五) 子どもは、遊びを通して、仲間との関係を育み、その中で個の成長も促される。</p> <p>(六) 乳幼児期は、生涯にわたる生きる力の基礎が培われる時期であり、特に身体感覚を伴う多様な経験が積み重なることにより、豊かな感性とともに好奇心、探究心や思考力が養われる。また、それらがその後の生活や学びの基礎になる。</p> <p>2 発達過程</p> <p>子どもの発達過程は、おおむね次に示す八つの区分としてとらえられる。ただし、この区分は、同年齢の子どもの均一的な発達の基準ではなく、一人一人の子どもの発達過程としてとらえるべきものである。また、様々な条件により、子どもに発達上の課題や保育所の生活になじみにくいなどの状態が見られても、保育士等は、子ども自身の力を十分に認め、一人一人の発達過程や心身の状態に応じた適切な援助及び環境構成を行うことが重要である。</p> <p>(一) おおむね六か月未満 誕生後、母体内から外界への急激な環境の変化に適応し、著しい発達が見られる。首がすわり、手足の動きが活発になり、その後、寝返り、腹ばいなど全身の動きが活発になる。視覚、聴覚などの感覚の発達はめざましく、泣く、笑うなどの表情の変化や体の動き、喃語などで自分の欲求を表現し、これに応答的に関わる特定の大人との間に情緒的な絆が形成される。</p> <p>(二) おおむね六か月から一歳三か月未満 座る、はう、立つ、つたい歩きといった運動機能が発達すること、及び腕や手先を意図的に動かせるようになることにより、周囲の人や物に興味を示し、探索活動が活発になる。特定の大人との応答的な関わりにより、情緒的な絆が深まり、あやしてもらおうと喜ぶなどやり取りが盛んになる一方で、人見知りをするようになる。また、身近な大人との関係の中で、自分の意思や欲求を身振りなどで伝えようとし、大人から自分に向けられた気持ちや簡単な言葉が分かるようになる。食事は、離乳食から幼児食へ徐々に移行する。</p> <p>(三) おおむね一歳三か月から二歳未満 歩き始め、手を使い、言葉を話すようになることにより、身近な人や身の回りの物に自発的に働きかけていく。歩く、押す、つまむ、めくるなど様々な運動機能の発達や新しい行動の獲得により、環境に働きかける意欲を一層高める。その中で、物を取り取りしたり、取り合ったりする姿が見られるとともに、玩具等を実物に見立てるなどの象徴機能が発達し、人や物との関わりが強まる。また、大人の言うことが分かるようになり、自分の意思を親しい大人に伝えたいという欲求が高まる。指差し、身振り、片言などを盛んに使うようになり、二語文を話し始める。</p> <p>(四) おおむね二歳 歩く、走る、跳ぶなどの基本的な運動機能や、指先の機能が発達する。それに伴い、食事、衣類の着脱など身の回りのことを自分でしようとする。また、排泄の自立のための身体的機能も整ってくる。発声が明瞭になり、語彙も著しく増加し、自分の意思や欲求を言葉で表出できるようになる。行動範囲が広がり探索活動が盛んになる中、自我の育ちの表れとして、強く自己主張する姿が見られる。盛んに模倣し、物事間の共通性を見いだすことができるようになるとともに、象徴機能の発達により、大人と一緒に簡単なごっこ遊びを楽しむようになる。</p> <p>(五) おおむね三歳 基本的な運動機能が伸び、それに伴い、食事、排泄、衣類の着脱などもほぼ自立できるようになる。話し言葉の基礎ができて、盛んに質問するなど知的興味や関心が高まる。自我がよりはっきりしてくるとともに、友達との関わりが多くなるが、実際には、同じ場所で同じような遊びをそれぞれが楽しんでる平行遊びであることが多い。大人の行動や日常生活において経験したことをごっこ遊びに取り入れ、象徴機能や観察力を発揮して、遊びの内容に発展性が見られるようになる。予想や意図、期待を持って行動できるようになる。</p> <p>(六) おおむね四歳 全身のバランスを取る能力が発達し、体の動きが巧みになる。自然など身近な環境に積極的に関わり、様々な物の特性を知り、それらとの関わり方や遊び方を体得していく。想像力が豊かになり、目的を持って行動し、つくったり、かいたり、試したりするようになるが、自分の行動やその結果を予測して不安になるなどの葛藤も経験する。仲間とのつながりが強くなる中で、けんかも増えてくる。その一方で、決まりの大切さに気付き、守ろうとするようになる。感情が豊かになり、身近な人の気持ちを察し、少しずつ自分の気持ちを抑えられたり、我慢ができるようになってくる。</p> <p>(七) おおむね五歳 基本的な生活習慣が身に付き、運動機能はますます伸び、喜んで運動遊びをしたり、仲間とともに活発に遊ぶ。言葉により共通のイメージを持って遊んだり、目的に向かって集団で行動することが増える。さらに、遊びを発展させ、楽しむために、自分たちで決まりを作ったりする。また、自分なりに考えて判断したり、批判する力が生まれ、けんかを自分たちで解決しようとするなど、お互いに相手を許したり、異なる思いや考えを認めたりといった社会生活に必要な基本的な力を身に付けていく。他人の役に立つことを嬉しく感じたりして、仲間の中の一人としての自覚が生まれる。</p> <p>(八) おおむね六歳 全身運動が滑らかで巧みになり、快活に跳び回るようになる。これまでの体験から、自信や、予想や見通しを立てる力が育ち、心身ともに力があふれ、意欲が旺盛になる。仲間の意思を大切にしようとし、役割の分担が生まれるような協同遊びやごっこ遊びを行い、満足するまで取り組もうとする。様々な知識や経験を生かし、創意工夫を重ね、遊びを発展させる。思考力や認識力も高まり、自然事象や社会事象、文字などへの興味や関心も深まっていく。身近な大人に甘え、気持ちを休めることもあるが、様々な経験を通して自立心が一層高まっていく。</p>

幼稚園教育要領・保育所保育指针对照表【(2) 教育・養護の具体的内容（五領域など）】

【教育の内容等（総論部分）】

幼稚園教育要領	保育所保育指針
<p>第2章 ねらい及び内容</p> <p>この章に示すねらいは、幼稚園修了までに育つことが期待される生きる力の基礎となる心情、意欲、態度などであり、内容は、ねらいを達成するために指導する事項である。これらを幼児の発達の側面から、心身の健康に関する領域「健康」、人とのかかわりに関する領域「人間関係」、身近な環境とのかかわりに関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」及び感性と表現に関する領域「表現」としてまとめ、示したものである。</p> <p>各領域に示すねらいは、幼稚園における生活の全体を通じ、幼児が様々な体験を積み重ねる中で相互に関連をもちながら次第に達成に向かうものであること、内容は、幼児が環境にかかわって展開する具体的な活動を通して総合的に指導されるものであることに留意しなければならない。</p> <p>なお、特に必要な場合には、各領域に示すねらいの趣旨に基づいて適切な、具体的な内容を工夫し、それを加えても差し支えないが、その場合には、それが第1章の第1に示す幼稚園教育の基本を逸脱しないよう慎重に配慮する必要がある。</p>	<p>第三章 保育の内容</p> <p>保育の内容は「ねらい」及び「内容」で構成される。「ねらい」は、第1章（総則）に示された保育の目標をより具体化したものであり、子どもが保育所において、安定した生活を送り、充実した活動ができるように、保育士等が行わなければならない事項及び子どもが身に付けることが望まれる心情、意欲、態度などの事項を示したものである。また、「内容」は、「ねらい」を達成するために、子どもの生活やその状況に応じて保育士等が適切に行う事項と、保育士等が援助して子どもが環境に関わって経験する事項を示したものである。</p> <p>保育士等が、「ねらい」及び「内容」を具体的に把握するための視点として、「養護に関わるねらい及び内容」と「教育に関わるねらい及び内容」との両面から示しているが、実際の保育においては、養護と教育が一体となって展開されることに留意することが必要である。</p> <p>ここにいう「養護」とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりである。また、「教育」とは、子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助であり、「健康」、「人間関係」、「環境」、「言葉」及び「表現」の五領域から構成される。この五領域並びに「生命の保持」及び「情緒の安定」に関わる保育の内容は、子どもの生活や遊びを通して相互に関連を持ちながら、総合的に展開されるものである。</p>

幼稚園教育要領・保育所保育指针对照表【(2) 教育・養護の具体的内容（五領域など）】

【教育の内容等（健康）】

幼稚園教育要領	保育所保育指針
<p>第2章 ねらい及び内容</p> <p>健康 〔健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。〕</p> <p>1 ねらい</p> <p>(1) 明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。 (2) 自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。 (3) 健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 先生や友達と触れ合い、安定感をもって行動する。 (2) いろいろな遊びの中で十分に体を動かす。 (3) 進んで戸外で遊ぶ。 (4) 様々な活動に親しみ、楽しんで取り組む。 (5) 先生や友達と食べることを楽しむ。 (6) 健康な生活のリズムを身に付ける。 (7) 身の回りを清潔にし、衣服の着脱、食事、排泄^{せつ}などの生活に必要な活動を自分でする。 (8) 幼稚園における生活の仕方を知り、自分たちで生活の場を整えながら見通しをもって行動する。 (9) 自分の健康に関心を持ち、病気の予防などに必要な活動を進んで行う。</p> <p>(10) 危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する。</p> <p>3 内容の取扱い 上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。</p> <p>(1) 心と体の健康は、相互に密接な関連があるものであることを踏まえ、幼児が教師や他の幼児との温かい触れ合いの中で自己の存在感や充実感を味わうことなどを基盤として、しなやかな心と体の発達を促すこと。特に、十分に体を動かす気持ちよさを体験し、自ら体を動かそうとする意欲が育つようにすること。</p> <p>(2) 様々な遊びの中で、幼児が興味や関心、能力に応じて全身を使って活動することにより、体を動かす楽しさを味わい、安全^{あんぜん}についての構えを身に付け、自分の体を大切にしようとする気持ちが育つようにすること。</p> <p>(3) 自然の中で伸び伸びと体を動かして遊ぶことにより、体の諸機能の発達が促されることに留意し、幼児の興味や関心が戸外にも向くようにすること。その際、幼児の動線に配慮した園庭や遊具の配置などを工夫すること。</p> <p>(4) 健康な心と体を育てるためには食育を通じた望ましい食習慣の形成が大切であることを踏まえ、幼児の食生活の実情に配慮し、和やかな雰囲気の中で教師や他の幼児と食べる喜びや楽しさを味わったり、様々な食べ物への興味や関心をもったりするなどし、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。</p> <p>(5) 基本的な生活習慣の形成に当たっては、家庭での生活経験に配慮し、幼児の自立心を育て、幼児が他の幼児とかかわりながら主体的な活動を展開する中で、生活に必要な習慣を身に付けるようにすること。</p>	<p>第三章 保育の内容</p> <p>1 保育のねらい及び内容 (二) 教育に関わるねらい及び内容</p> <p>ア 健康 健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。 (ア) ねらい</p> <p>① 明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。 ② 自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。 ③ 健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。</p> <p>(イ) 内容</p> <p>① 保育士等や友達と触れ合い、安定感を持って生活する。 ② いろいろな遊びの中で十分に体を動かす。 ③ 進んで戸外で遊ぶ。 ④ 様々な活動に親しみ、楽しんで取り組む。</p> <p>⑤ 健康な生活のリズムを身に付け、楽しんで食事を^{しょく}する。 ⑥ 身の回りを清潔にし、衣類の着脱、食事、排泄など生活に必要な活動を自分でする。 ⑦ 保育所における生活の仕方を知り、自分たちで生活の場を整えながら見通しを持って行動する。 ⑧ 自分の健康に関心を持ち、病気の予防などに必要な活動を進んで行う。 ⑨ 危険な場所や災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する。</p> <p>2 保育の実施上の配慮事項 保育士等は、一人一人の子どもの発達過程やその連続性を踏まえ、ねらいや内容を柔軟に取り扱うとともに、特に、次の事項に配慮して保育しなければならない。</p> <p>(一) 保育に関わる全般的な配慮事項</p> <p>イ 子どもの健康は、生理的、身体的な育ちとともに、自主性や社会性、豊かな感性の育ちとがあいまってもたらされることに留意すること。</p> <p>(四) 三歳以上児の保育に関わる配慮事項</p> <p>ウ 様々な遊びの中で、全身を動かして意欲的に活動することにより、体の諸機能の発達が促されることに留意し、子どもの興味や関心が戸外にも向くようにすること。</p> <p>第五章 健康及び安全</p> <p>3 食育の推進 保育所における食育は、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目標として、次の事項に留意して実施しなければならない。</p> <p>(一) 子どもが生活と遊びの中で、意欲を持って食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しみ合う子どもに成長していくことを期待するものであること。 (二) 乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めること。 (三) 子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりや、調理室など食に関わる保育環境に配慮すること。 (四) 体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応すること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。</p> <p>第三章 保育の内容</p> <p>2 保育の実施上の配慮事項 保育士等は、一人一人の子どもの発達過程やその連続性を踏まえ、ねらいや内容を柔軟に取り扱うとともに、特に、次の事項に配慮して保育しなければならない。</p> <p>(四) 三歳以上児の保育に関わる配慮事項</p> <p>ア 生活に必要な基本的な習慣や態度を身に付けることの大切さを理解し、適切な行動を選択できるよう配慮すること。</p>

幼稚園教育要領・保育所保育指针对照表【(2) 教育・養護の具体的内容（五領域など）】

【教育の内容等（人間関係）】

幼稚園教育要領	保育所保育指針
<p>第2章 ねらい及び内容</p> <p>人間関係 〔他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人とかかわる力を養う。〕</p> <p>1 ねらい (1) 幼稚園生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。 (2) 身近な人と親しみ、かかわりを深め、愛情や信頼感をもつ。 (3) 社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。</p> <p>2 内容 (1) 先生や友達と共に過ごすことの喜びを味わう。 (2) 自分で考え、自分で行動する。 (3) 自分でできることは自分です。 (4) いろいろな遊びを楽しみながら物事をやり遂げようとする気持ちをもつ。 (5) 友達と積極的にかかわりながら喜びや悲しみを共感し合う。 (6) 自分の思ったことを相手に伝え、相手の思っていることに気付く。 (7) 友達のよさに気付き、一緒に活動する楽しさを味わう。 (8) 友達と楽しく活動する中で、共通の目的を見だし、工夫したり、協力したりなどする。 (9) よいことや悪いことがあることに気付き、考えながら行動する。</p> <p>3 内容の取扱い 上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。 (1) 教師との信頼関係に支えられて自分自身の生活を確立していくことが人とかかわる基盤となることを考慮し、幼児が自ら周囲に働き掛けることにより多様な感情を体験し、試行錯誤しながら自分の力で行動することの充実感を味わうことができるよう、幼児の行動を見守りながら適切な援助を行うようにすること。 (2) 幼児の主体的な活動は、他の幼児とのかかわりの中で深まり、豊かになるものであり、幼児はその中で互いに必要な存在であることを認識するようになることを踏まえ、一人一人を生かした集団を形成しながら人とかかわる力を育てていくようにすること。特に、集団生活の中で幼児が自己を発揮し、教師や他の幼児に認められる体験をし、自信をもって行動できるようにすること。 (3) 幼児が互いにかかわりを深め、協同して遊ぶようになるため、自ら行動する力を育てるようになるとともに、他の幼児と試行錯誤しながら活動を展開する楽しさや共通の目的が実現する喜びを味わうことができるようにすること。 (4) 道徳性の芽生えを培うに当たっては、基本的な生活習慣の形成を図るとともに、幼児が他の幼児とのかかわりの中で他人の存在に気付き、相手を尊重する気持ちをもって行動できるようにし、また、自然や身近な動植物に親しむことなどを通して豊かな心情が育つようにすること。特に、人に対する信頼感や思いやりの気持ちは、葛藤やつまずきをも体験し、それらを乗り越えることにより次第に芽生えてくることに配慮すること。</p>	<p>第三章 保育の内容</p> <p>1 保育のねらい及び内容 (二) 教育に関わるねらい及び内容 イ 人間関係 他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う。 (ア) ねらい ① 保育所生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。 ② 身近な人と親しみ、関わりを深め、愛情や信頼感をもつ。 ③ 社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。</p> <p>(イ) 内容 ① 安心できる保育士等との関係の下で、身近な大人や友達に感心を持ち、模倣して遊んだり、親しみを持って自ら関わろうとする。 ② 保育士等や友達との安定した関係の中で、共に過ごすことの喜びを味わう。 ③ 自分で考え、自分で行動する。 ④ 自分でできることは自分です。 ⑤ 友達と積極的に関わりながら喜びや悲しみを共感し合う。 ⑥ 自分の思ったことを相手に伝え、相手の思っていることに気付く。 ⑦ 友達の良さに気付き、一緒に活動する楽しさを味わう。 ⑧ 友達と一緒に活動する中で、共通の目的を見だし、協力して物事をやり遂げようとする気持ちを持つ。 ⑨ 良いことや悪いことがあることに気付き、考えながら行動する。 ⑩ 身近な友達との関わりを深めるとともに、異年齢の友達など、様々な友達と関わり、思いやりや親しみを持つ。 ⑪ 友達と楽しく生活する中で決まりの大切さに気付き、守ろうとする。 ⑫ 共同の遊具や用具を大切にし、みんなで使う。 ⑬ 高齢者を始め地域の人々など自分の生活に関係の深いいろいろな人に親しみを持つ。 ⑭ 外国人など、自分とは異なる文化を持った人に親しみを持つ。</p> <p>2 保育の実施上の配慮事項 保育士等は、一人一人の子どもの発達過程やその連続性を踏まえ、ねらいや内容を柔軟に取り扱うとともに、特に、次の事項に配慮して保育しなければならない。 (一) 保育に関わる全般的な配慮事項 ウ 子どもが自ら周囲に働きかけ、試行錯誤しつつ自分の力で行動を見守りながら、適切に援助すること。</p> <p>(四) 三歳以上児の保育に関わる配慮事項 エ けんかなど葛藤を経験しながら次第に相手の気持ちを理解し、相互に必要な存在であることを実感できるよう配慮すること。</p>

(5) 集団生活の中で、幼児が人とのかかわりを深め、規範意識の芽生えが培われることを考慮し、幼児が教師との信頼関係に支えられて自己を発揮する中で、互いに思いを主張し、折り合いを付ける体験をし、きまりの必要性などに気づき、自分の気持ちを調整する力が育つようにすること。

(6) 高齢者をはじめ地域の人々などの自分の生活に関係の深いいろいろな人と触れ合い、自分の感情や意志を表現しながら共に楽しみ、共感し合う体験を通して、これらの人々などに親しみを持ち、人とかかわることの楽しさや人の役に立つ喜びを味わうことができるようにすること。また、生活を通して親や祖父母などの家族の愛情に気づき、家族を大切にしようとする気持ちが育つようにすること。

オ 生活や遊びを通して、決まりがあることの大切さに気づき、自ら判断して行動できるよう配慮すること。

幼稚園教育要領・保育所保育指针对照表【(2) 教育・養護の具体的内容（五領域など）】

【教育の内容等（環境）】

幼稚園教育要領	保育所保育指針
<p>第2章 ねらい及び内容</p> <p>環 境 〔周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもってかかわり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。〕</p> <p>1 ねらい</p> <p>(1) 身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心をもつ。</p> <p>(2) 身近な環境に自分からかかわり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。</p> <p>(3) 身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 自然に触れて生活し、その大きさ、美しさ、不思議さなどに気付く。</p> <p>(2) 生活の中で、様々な物に触れ、その性質や仕組みに興味や関心をもつ。</p> <p>(3) 季節により自然や人間の生活に変化のあることに気付く。</p> <p>(4) 自然などの身近な事象に関心を持ち、取り入れて遊ぶ。</p> <p>(5) 身近な動植物に親しみをもって接し、生命の尊さに気付き、いたわったり、大切にしたりする。</p> <p>(6) 身近な物を大切にする。</p> <p>(7) 身近な物や遊具に興味をもってかかわり、考えたり、試したりして工夫して遊ぶ。</p> <p>(8) 日常生活の中で数量や図形などに関心をもつ。</p> <p>(9) 日常生活の中で簡単な標識や文字などに関心をもつ。</p> <p>(10) 生活に関係の深い情報や施設などに興味や関心をもつ。</p> <p>(11) 幼稚園内外の行事において国旗に親しむ。</p> <p>3 内容の取扱い</p> <p>上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。</p> <p>(1) 幼児が、遊びの中で周囲の環境とかかわり、次第に周囲の世界に好奇心を抱き、その意味や操作の仕方に関心を持ち、物事の法則性に気付き、自分なりに考えることができるようになる過程を大切にすること。特に、他の幼児の考えなどに触れ、新しい考えを生み出す喜びや楽しさを味わい、自ら考えようとする気持ちが育つようにすること。</p> <p>(2) 幼児期において自然のもつ意味は大きく、自然の大きさ、美しさ、不思議さなどに直接触れる体験を通して、幼児の心が安らぎ、豊かな感情、好奇心、思考力、表現力の基礎が培われることを踏まえ、幼児が自然とのかかわりを深めることができるよう工夫すること。</p> <p>(3) 身近な事象や動植物に対する感動を伝え合い、共感し合うことなどを通して自分からかかわろうとする意欲を育てるとともに、様々なかかわり方を通してそれらに対する親しみや畏敬の念、生命を大切にしたい気持ち、公共心、探究心などが養われるようにすること。</p> <p>(4) 数量や文字などに関しては、日常生活の中で幼児自身の必要感に基づく体験を大切にし、数量や文字などに関する興味や関心、感覚が養われるようにすること。</p>	<p>第三章 保育の内容</p> <p>1 保育のねらい及び内容</p> <p>(二) 教育に関わるねらい及び内容</p> <p>ウ 環 境</p> <p>周囲の様々な環境に好奇心や探究心を持って関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。</p> <p>(ア) ねらい</p> <p>① 身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心を持つ。</p> <p>② 身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。</p> <p>③ 身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。</p> <p>(イ) 内容</p> <p>① 安心できる人的及び物的環境の下で、聞く、見る、触れる、嗅ぐ、味わうなど感覚の働きを豊かにする。</p> <p>② 好きな玩具や遊具に興味を持って関わり、様々な遊びを楽しむ。</p> <p>③ 自然に触れて生活し、その大きさ、美しさ、不思議さなどに気付く。</p> <p>④ 生活の中で、様々な物に触れ、その性質や仕組みに興味や関心を持つ。</p> <p>⑤ 季節により自然や人間の生活に変化のあることに気付く。</p> <p>⑥ 自然などの身近な事象に関心を持ち、遊びや生活に取り入れようとする。</p> <p>⑦ 身近な動植物に親しみを持ち、いたわったり、大切にしたり、作物を育てたり、味わうなどして、生命の尊さに気付く。</p> <p>⑧ 身近な物を大切にする。</p> <p>⑨ 身近な物や遊具に興味を持って関わり、考えたり、試したりして工夫して遊ぶ。</p> <p>⑩ 日常生活の中で数量や図形などに関心を持つ。</p> <p>⑪ 日常生活の中で簡単な標識や文字などに関心を持つ。</p> <p>⑫ 近隣の生活に興味や関心を持ち、保育所内外の行事などに喜んで参加する。</p> <p>2 保育の実施上の配慮事項</p> <p>保育士等は、一人一人の子どもの発達過程やその連続性を踏まえ、ねらいや内容を柔軟に取り扱うとともに、特に、次の事項に配慮して保育しなければならない。</p> <p>(四) 三歳以上児の保育に関わる配慮事項</p> <p>カ 自然との触れ合いにより、子どもの豊かな感性や認識力、思考力及び表現力が培われることを踏まえ、自然との関わりを深めることができるよう工夫すること。</p>

幼稚園教育要領・保育所保育指针对照表【(2) 教育・養護の具体的内容（五領域など）】

【教育の内容等（言葉）】

幼稚園教育要領	保育所保育指針
<p>第2章 ねらい及び内容</p> <p>言葉 経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。</p> <p>1 ねらい</p> <p>(1) 自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。 (2) 人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。 (3) 日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、先生や友達と心を通わせる。</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 先生や友達の言葉や話に興味や関心をもち、親しみをもって聞いたり、話したりする。 (2) したり、見たり、聞いたり、感じたり、考えたりなどしたことを自分なりに言葉で表現する。 (3) したいこと、してほしいことを言葉で表現したり、分からないことを尋ねたりする。 (4) 人の話を注意して聞き、相手に分かるように話す。 (5) 生活の中で必要な言葉が分かり、使う。 (6) 親しみをもって日常のあいさつをする。 (7) 生活の中で言葉の楽しさや美しさに気付く。 (8) いろいろな体験を通じてイメージや言葉を豊かにする。 (9) 絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像をする楽しさを味わう。 (10) 日常生活の中で、文字などで伝える楽しさを味わう。</p> <p>3 内容の取扱い 上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。</p> <p>(1) 言葉は、身近な人に親しみをもって接し、自分の感情や意志などを伝え、それに相手が応答し、その言葉を聞くことを通して次第に獲得されていくものであることを考慮して、幼児が教師や他の幼児とかかわることにより心を動かすような体験をし、言葉を交わす喜びを味わえるようにすること。 (2) 幼児が自分の思いを言葉で伝えるとき、教師や他の幼児などの話を興味をもって注意して聞くことを通して次第に話を理解するようになっていき、言葉による伝え合いができるようにすること。 (3) 絵本や物語などで、その内容と自分の経験とを結び付けたり、想像を巡らせたりするなど、楽しみを十分に味わうことによって、次第に豊かなイメージをもち、言葉に対する感覚が養われるようにすること。 (4) 幼児が日常生活の中で、文字などを使いながら思ったことや考えたことを伝える喜びや楽しさを味わい、文字に対する興味や関心をもつようにすること。</p>	<p>第三章 保育の内容</p> <p>1 保育のねらい及び内容 (二) 教育に関わるねらい及び内容</p> <p>エ 言葉 経験したことや考えたことなど自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。</p> <p>(ア) ねらい</p> <p>① 自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。 ② 人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。 ③ 日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、保育士等や友達と心を通わせる。</p> <p>(イ) 内容</p> <p>① 保育士等の応答的な関わりや話しかけにより、自ら言葉を使おうとする。 ② 保育士等と一緒にごっこ遊びなどをする中で、言葉のやり取りを楽しむ。 ③ 保育士等や友達の言葉や話に興味や関心をもち、親しみを持って聞いたり、話したりする。 ④ したこと、見たこと、聞いたこと、味わったこと、感じたこと、考えたことを自分なりに言葉で表現する。 ⑤ したいこと、してほしいことを言葉で表現したり、分からないことを尋ねたりする。 ⑥ 人の話を注意して聞き、相手に分かるように話す。 ⑦ 生活の中で必要な言葉が分かり、使う。 ⑧ 親しみを持って日常のあいさつをする。 ⑨ 生活の中で言葉の楽しさや美しさに気付く。 ⑩ いろいろな体験を通じてイメージや言葉を豊かにする。 ⑪ 絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像をする楽しさを味わう。 ⑫ 日常生活の中で、文字などで伝える楽しさを味わう。</p> <p>2 保育の実施上の配慮事項 保育士等は、一人一人の子どもの発達過程やその連続性を踏まえ、ねらいや内容を柔軟に取り扱うとともに、特に、次の事項に配慮して保育しなければならない。</p> <p>(四) 三歳以上児の保育に関わる配慮事項</p> <p>キ 自分の気持ちや経験を自分なりの言葉で表現することの大切さに留意し、子どもの話しかけに応じるよう心がけること。また、子どもが仲間と伝え合ったり、話し合うことの楽しさが味わえるようにすること。</p>

【教育の内容等（表現）】

幼稚園教育要領	保育所保育指針
<p>第2章 ねらい及び内容</p> <p>表現 感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。</p> <p>1 ねらい</p> <p>(1) いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性をもつ。 (2) 感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。 (3) 生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 生活の中で様々な音、色、形、手触り、動きなどに気付いたり、感じたりするなどして楽しむ。 (2) 生活の中で美しいものや心を動かす出来事に触れ、イメージを豊かにする。 (3) 様々な出来事の中で、感動したことを伝え合う楽しさを味わう。 (4) 感じたこと、考えたことなどを音や動きなどで表現したり、自由にかいたり、つくったりなどする。 (5) いろいろな素材に親しみ、工夫して遊ぶ。 (6) 音楽に親しみ、歌を歌ったり、簡単なリズム楽器を使ったりなどする楽しさを味わう。 (7) かいたり、つくったりすることを楽しみ、遊びに使ったり、飾ったりなどする。 (8) 自分のイメージを動きや言葉などで表現したり、演じて遊んだりするなどの楽しさを味わう。</p> <p>3 内容の取扱い 上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。</p> <p>(1) 豊かな感性は、自然などの身近な環境と十分にかかわる中で美しいもの、優れたもの、心を動かす出来事などに出会い、そこから得た感動を他の幼児や教師と共有し、様々な表現することなどを通して養われるようにすること。 (2) 幼児の自己表現は素朴な形で行われることが多いので、教師はそのような表現を受容し、幼児自身の表現しようとする意欲を受け止めて、幼児が生活の中で幼児らしい様々な表現を楽しむことができるようにすること。 (3) 生活経験や発達に応じ、自ら様々な表現を楽しみ、表現する意欲を十分に発揮させることができるように、遊具や用具などを整えたり、他の幼児の表現に触れられるよう配慮したりし、表現する過程を大切に自己表現を楽しめるように工夫すること。</p>	<p>第三章 保育の内容</p> <p>1 保育のねらい及び内容 (二) 教育に関わるねらい及び内容</p> <p>オ 表現 感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。</p> <p>(ア) ねらい</p> <p>① いろいろな物の美しさなどに対する豊かな感性を持つ。 ② 感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。 ③ 生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。</p> <p>(イ) 内容</p> <p>① 水、砂、土、紙、粘土など様々な素材に触れて楽しむ。 ② 保育士等と一緒に歌ったり、手遊びをしたり、リズムに合わせて体を動かしたりして遊ぶ。 ③ 生活の中で様々な音、色、形、手触り、動き、味、香りなどに気付いたり、感じたりして楽しむ。 ④ 生活の中で様々な出来事に触れ、イメージを豊かにする。 ⑤ 様々な出来事の中で、感動したことを伝え合う楽しさを味わう。 ⑥ 感じたこと、考えたことなどを音や動きなどで表現したり、自由にかいたり、つくったりする。 ⑦ いろいろな素材や用具に親しみ、工夫して遊ぶ。 ⑧ 音楽に親しみ、歌を歌ったり、簡単なリズム楽器を使ったりする楽しさを味わう。 ⑨ かいたり、つくったりすることを楽しみ、それを遊びに使ったり、飾ったりする。 ⑩ 自分のイメージを動きや言葉などで表現したり、演じて遊んだりする楽しさを味わう。</p> <p>2 保育の実施上の配慮事項 保育士等は、一人一人の子どもの発達過程やその連続性を踏まえ、ねらいや内容を柔軟に取り扱うとともに、特に、次の事項に配慮して保育しなければならない。</p> <p>(四) 三歳以上児の保育に関わる配慮事項</p> <p>ク 感じたことや思ったこと、想像したことなどを、様々な方法で創意工夫を凝らして自由に表現できるよう、保育に必要な素材や用具を始め、様々な環境の設定に留意すること。</p>

幼稚園教育要領・保育所保育指针对照表【(2) 教育・養護の具体的内容（五領域など）】

【養護の内容等】

幼稚園教育要領	保育所保育指針
<p><生命の保持関連記述> 第2章 ねらい及び内容 健康 〔健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。〕 3 内容の取扱い (1) 心と体の健康は、相互に密接な関連があるものであることを踏まえ、幼児が教師や他の幼児との温かい触れ合いの中で自己の存在感や充実感を味わうことなどを基盤として、しなやかな心と体の発達を促すこと。特に、十分に体を動かす気持ちよさを体験し、自ら体を動かそうとする意欲が育つようにすること。</p>	<p>第三章 保育の内容 1 保育のねらい及び内容 (一) 養護に関わるねらい及び内容 ア 生命の保持 (ア) ねらい ① 一人一人の子どもが、快適に生活できるようにする。 ② 一人一人の子どもが、健康で安全に過ごせるようにする。 ③ 一人一人の子どもが、生理的欲求が、十分に満たされるようにする。 ④ 一人一人の子どもが、健康増進が、積極的に図られるようにする。</p>
<p>(なし)</p>	<p>(イ) 内容 ① 一人一人の子どもが、平常の健康状態や発育及び発達状態を的確に把握し、異常を感じる場合は、速やかに適切に対応する。 ② 家庭との連絡を密にし、嘱託医等との連携を図りながら、子どもの疾病や事故防止に関する認識を深め、保健的で安全な保育環境の維持及び向上に努める。</p>
<p>第2章 ねらい及び内容 健康 2 内容 (6) 健康な生活のリズムを身に付ける。 3 内容の取扱い (5) 基本的な生活習慣の形成に当たっては、家庭での生活経験に配慮し、幼児の自立心を育て、幼児が他の幼児とかかわりながら主体的な活動を展開する中で、生活に必要な習慣を身に付けるようにすること。</p>	<p>③ 清潔で安全な環境を整え、適切な援助や応答的な関わりを通して、子どもの生理的欲求を満たしていく。また、家庭と協力しながら、子どもの発達過程等に応じた適切な生活リズムが作られていくようにする。</p>
<p>第2章 ねらい及び内容 健康 2 内容 (2) いろいろな遊びの中で十分に体を動かす。 (3) 進んで戸外で遊ぶ。 (7) 身の回りを清潔にし、衣服の着脱、食事、排泄などの生活に必要な活動を自分でする。 3 内容の取扱い (5) 基本的な生活習慣の形成に当たっては、家庭での生活経験に配慮し、幼児の自立心を育て、幼児が他の幼児とかかわりながら主体的な活動を展開する中で、生活に必要な習慣を身に付けるようにすること。</p>	<p>④ 子どもの発達過程等に応じて、適度な運動と休息を取ることができるようになるようにする。また、食事、排泄、睡眠、衣類の着脱、身の回りを清潔にすることなどについて、子どもが意欲的に生活できるように適切に援助する。</p>
<p><情緒の安定関連記述> 第1章 総則 第1 幼稚園教育の基本 1 幼児は安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を得ていくものであることを考慮して、幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること。 第2章 ねらい及び内容 健康 1 ねらい (1) 明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。 2 内容 (1) 先生や友達と触れ合い、安定感をもって行動する。 3 内容の取扱い (1) 心と体の健康は、相互に密接な関連があるものであることを踏まえ、幼児が教師や他の幼児との温かい触れ合いの中で自己の存在感や充実感を味わうことなどを基盤として、しなやかな心と体の発達を促すこと。特に、十分に体を動かす気持ちよさを体験し、自ら体を動かそうとする意欲が育つようにすること。 人間関係 1 ねらい (1) 幼稚園生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。 (2) 身近な人と親しみ、かかわりを深め、愛情や信頼感をもつ。 2 内容 (1) 先生や友達と共に過ごすことの喜びを味わう。 環境 3 内容の取扱い (2) 幼児期において自然のもつ意味は大きく、自然の大きさ、美しさ、不思議さなどに直接触れる体験を通して、幼児の心が安らぎ、豊かな感情、好奇心、思考力、表現力の基礎が培われることを踏まえ、幼児が自然とのかかわりを深めることができるよう工夫すること。</p>	<p>イ 情緒の安定 (ア) ねらい ① 一人一人の子どもが、安定感を持って過ごせるようにする。</p>
<p>第1章 総則 第1 幼稚園教育の基本 1 幼児は安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を得ていくものであることを考慮して、幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること。 第2章 ねらい及び内容 健康 3 内容の取扱い (1) 心と体の健康は、相互に密接な関連があるものであることを踏まえ、幼児が教師や他の幼児との温かい触れ合いの中で自己の存在感や充実感を味わうことなどを基盤として、しなやかな心と体の発達を促すこと。特に、十分に体を動かす気持ちよさを体験し、自ら体を動かそうとする意欲が育つようにすること。 人間関係 1 ねらい (1) 幼稚園生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。 (2) 身近な人と親しみ、かかわりを深め、愛情や信頼感をもつ。 言葉 1 ねらい (2) 人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。 3 内容の取扱い (1) 言葉は、身近な人に親しみをもって接し、自分の感情や意志などを伝え、それに相手が応答し、その言葉を聞くことを通して次第に獲得されていくものであることを考慮して、幼児が教師や他の幼児とかかわることにより心を動かすような体験をし、言葉を交わす喜びを味わえるようにすること。 (2) 幼児が自分の思いを言葉で伝えるときに、教師や他の幼児などの話を興味をもって注意して聞くことを通して次第に話を理解するようになっていき、言葉による伝え合いができるようにすること。</p>	<p>② 一人一人の子どもが、自分の気持ちを安心して表すことができるようにする。</p>

幼稚園教育要領・保育所保育指针对照表【(2) 教育・養護の具体的内容（五領域など）】

【養護の内容等】

幼稚園教育要領	保育所保育指針
<p>第1章 総 則 第1 幼稚園教育の基本 1 幼児は安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を得ていくものであることを考慮して、幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること。</p> <p>第2章 ねらい及び内容 健康 3 内容の取扱い (1) 心と体の健康は、相互に密接な関連があるものであることを踏まえ、幼児が教師や他の幼児との温かい触れ合いの中で自己の存在感や充実感を味わうことなどを基盤として、しなやかな心と体の発達を促すこと。特に、十分に体を動かす気持ちよさを体験し、自ら体を動かそうとする意欲が育つようにすること。</p> <p>人間関係 1 ねらい (2) 身近な人と親しみ、かかわりを深め、愛情や信頼感をもつ。</p> <p>3 内容の取扱い (2) 幼児の主体的な活動は、他の幼児とのかかわりの中で深まり、豊かになるものであり、幼児は其中で互いに必要な存在であることを認識するようになることを踏まえ、一人一人を生かした集団を形成しながら人とかかわる力を育てていくようにすること。特に、集団の生活の中で、幼児が自己を発揮し、教師や他の幼児に認められる体験をし、自信をもって行動できるようにすること。</p> <p>言葉 1 ねらい (2) 人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。</p> <p>3 内容の取扱い (1) 言葉は、身近な人に親しみをもって接し、自分の感情や意志などを伝え、それに相手に応答し、その言葉を聞くことを通して次第に獲得されていくものであることを考慮して、幼児が教師や他の幼児とのかかわることにより心を動かすような体験をし、言葉を交わす喜びを味わえるようにすること。 (2) 幼児が自分の思いを言葉で伝えるときにも、教師や他の幼児などの話を興味をもって注意して聞くことを通して次第に話を理解するようになっていき、言葉による伝え合いができるようにすること。</p>	<p>イ 情緒の安定 (ア) ねらい ③ 一人一人の子どもが、周囲から主体として受け止められ、主体として育ち、自分を肯定する気持ちが育まれていくようにする。</p>
(な し)	④ 一人一人の子どもの心身の疲れが癒されるようにする。
<p>第1章 総 則 第1 幼稚園教育の基本 3 幼児の発達には、心身の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどって成し遂げられていくものであること、また、幼児の生活体験がそれぞれ異なることなどを考慮して、幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすること。</p> <p>第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項 第1 指導計画の作成に当たっての留意事項 1 一般的な留意事項 (6) 幼児の行う活動は、個人、グループ、学級全体などで多様に展開されるものであるが、いずれの場合にも、幼稚園全体の教師による協力体制をつくりながら、一人一人の幼児が興味や欲求を十分に満足させるよう適切な援助を行うようにすること。 (7) 幼児の主体的な活動を促すためには、教師が多様なかかわりをもつことが重要であることを踏まえ、教師は、理解者、共同作業員など様々な役割を果たし、幼児の発達に必要な豊かな体験が得られるよう、活動の場面に応じて、適切な指導を行うようにすること。</p>	<p>(イ) 内容 ① 一人一人の子どもの置かれている状態や発達過程などを的確に把握し、子どもの欲求を適切に満たしながら、応答的な触れ合いや言葉かけを行う。</p>
<p>第1章 総 則 第1 幼稚園教育の基本 幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園教育は、学校教育法第22条に規定する目的を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする。 このため、教師は幼児との信頼関係を十分に築き、幼児と共によりよい教育環境を創造するように努めるものとする。</p> <p>第2章 ねらい及び内容 人間関係 3 内容の取扱い (1) 教師との信頼関係に支えられて自分自身の生活を確立していくことが人とかかわる基盤となることを考慮し、幼児が自ら周囲に働き掛けることにより多様な感情を体験し、試行錯誤しながら自分の力で行うことの充実感を味わうことができるよう、幼児の行動を見守りながら適切な援助を行うようにすること。</p> <p>第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項 第1 指導計画の作成に当たっての留意事項 1 一般的な留意事項 (7) 幼児の主体的な活動を促すためには、教師が多様なかかわりをもつことが重要であることを踏まえ、教師は、理解者、共同作業員など様々な役割を果たし、幼児の発達に必要な豊かな体験が得られるよう、活動の場面に応じて、適切な指導を行うようにすること。</p>	<p>② 一人一人の子どもの気持ちを受容し、共感しながら、子どもとの継続的な信頼関係を築いていく。</p>
<p>第1章 総 則 第1 幼稚園教育の基本 1 幼児は安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を得ていくものであることを考慮して、幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること。</p> <p>第2章 ねらい及び内容 人間関係 3 内容の取扱い (1) 教師との信頼関係に支えられて自分自身の生活を確立していくことが人とかかわる基盤となることを考慮し、幼児が自ら周囲に働き掛けることにより多様な感情を体験し、試行錯誤しながら自分の力で行うことの充実感を味わうことができるよう、幼児の行動を見守りながら適切な援助を行うようにすること。</p> <p>第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項 第1 指導計画の作成に当たっての留意事項 1 一般的な留意事項 (7) 幼児の主体的な活動を促すためには、教師が多様なかかわりをもつことが重要であることを踏まえ、教師は、理解者、共同作業員など様々な役割を果たし、幼児の発達に必要な豊かな体験が得られるよう、活動の場面に応じて、適切な指導を行うようにすること。</p>	<p>③ 保育士等との信頼関係を基盤に、一人一人の子どもが主体的に活動し、自発性や探索意欲などを高めるとともに、自分への自信を持つことができるよう成長の過程を見守り、適切に働きかける。</p>
(な し)	④ 一人一人の子どもの生活リズム、発達過程、保育時間などに応じて、活動内容のバランスや調和を図りながら、適切な食事や休息が取れるようにする。

幼稚園教育要領・保育所保育指针对照表【(2) 教育・養護の具体的内容（五領域など）】

【養護の内容等】

幼稚園教育要領	保育所保育指針
<p>(な し)</p>	<p>第三章 保育の内容</p> <p>2 保育の実施上の配慮事項</p> <p>保育士等は、一人一人の子どもの発達過程やその連続性を踏まえ、ねらいや内容を柔軟に取り扱うとともに、特に、次の事項に配慮して保育しなければならない。</p> <p>(二) 乳児保育に関わる全般的な配慮事項</p> <p>ア 乳児は疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことから、一人一人の発育及び発達状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行うこと。</p> <p>イ 一人一人の子どもの生育歴の違いに留意しつつ、欲求を適切に満たし、特定の保育士が応答的に関わるように努めること。</p> <p>ウ 乳児保育に関わる職員間の連携や嘱託医との連携を図り、第五章（健康及び安全）に示された事項を踏まえ、適切に対応すること。栄養士及び看護師等が配置されている場合は、その専門性を生かした対応を図ること。</p> <p>エ 保護者との信頼関係を築きながら保育を進めるとともに、保護者からの相談に応じ、保護者への支援に努めていくこと。</p> <p>オ 担当の保育士が替わる場合には、子どものそれまでの経験や発達過程に留意し、職員間で協力して対応すること。</p> <p>(三) 三歳未満児の保育に関わる配慮事項</p> <p>ア 特に感染症にかかりやすい時期であるので、体の状態、機嫌、食欲などの日常の状態の観察を十分に行うとともに、適切な判断に基づく保健的な対応を心がけること。</p> <p>イ 食事、排泄、睡眠、衣類の着脱、身の回りを清潔にすることなど、生活に必要な基本的な習慣については、一人一人の状態に応じ、落ち着いた雰囲気の中で行うようにし、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重すること。</p> <p>ウ 探索活動が十分できるように、事故防止に努めるながら活動しやすい環境を整え、全身を使う遊びなど様々な遊びを取り入れること。</p> <p>エ 子どもの自我の育ちを見守り、その気持ちを受け止めるとともに、保育士等が仲立ちとなって、友達の気持ちや友達との関わり方を丁寧に伝えていくこと。</p> <p>オ 情緒の安定を図りながら、子どもの自発的な活動を促していくこと</p> <p>カ 担当の保育士が替わる場合には、子どものそれまでの経験や発達過程に留意し、職員間で協力して対応すること。</p>

幼稚園教育要領・保育所保育指针对照表【(3) 教育時間、教育方法等】

【週数、時数】

幼稚園教育要領	保育所保育指針
<p>第1章 総 則</p> <p>第2 教育課程の編成</p> <p>2 幼稚園の毎学年の教育課程に係る教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下ってはならないこと。</p> <p>3 幼稚園の1日の教育課程に係る教育時間は、4時間を標準とすること。ただし、幼児の心身の発達の程度や季節などに適切に配慮すること。</p>	<p>(な し)</p> <p><参考> ○児童福祉施設最低基準（厚生労働省令） （保育時間） 第34条 保育所における保育時間は、一日につき八時間を原則とし、その地方における乳児又は幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。</p>

幼稚園教育要領・保育所保育指针对照表【(3) 教育時間、教育方法等】

【指導計画作成上の留意事項】

幼稚園教育要領	保育所保育指針
<p>第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項</p> <p>第1 指導計画の作成に当たっての留意事項</p> <p>幼稚園教育は、幼児が自ら意欲をもって環境とかかわることによりつくり出される具体的な活動を通して、その目標の達成を図るものである。</p> <p>幼稚園においてはこのことを踏まえ、幼児期にふさわしい生活が展開され、適切な指導が行われるよう、次の事項に留意して調和のとれた組織的、発展的な指導計画を作成し、幼児の活動に沿った柔軟な指導を行わなければならない。</p> <p>1 一般的な留意事項</p> <p>(1) 指導計画は、幼児の発達に即して一人一人の幼児が幼児期にふさわしい生活を展開し、必要な体験を得られるようにするために、具体的に作成すること。</p> <p>(2) 指導計画の作成に当たっては、次に示すところにより、具体的なねらい及び内容を明確に設定し、適切な環境を構成することなどにより活動が選択・展開されるようにすること。</p> <p>ア 具体的なねらい及び内容は、幼稚園生活における幼児の発達の過程を見通し、幼児の生活の連続性、季節の変化などを考慮して、幼児の興味や関心、発達の実情などに応じて設定すること。</p> <p>イ 環境は、具体的なねらいを達成するために適切なものとなるように構成し、幼児が自らその環境にかかわることにより様々な活動を展開しつつ必要な体験を得られるようにすること。その際、幼児の生活する姿や発想を大切に、常にその環境が適切なものとなるようにすること。</p> <p>ウ 幼児の行う具体的な活動は、生活の流れの中で様々な変化することであることに留意し、幼児が望ましい方向に向かって自ら活動を展開していくことができるよう必要な援助をすること。</p> <p>その際、幼児の実態及び幼児を取り巻く状況の変化などに即して指導の過程についての反省や評価を適切に行い、常に指導計画の改善を図ること。</p> <p>(3) 幼児の生活は、入園当初の一人一人の遊びや教師との触れ合いを通して幼稚園生活に親しみ、安定していく時期から、やがて友達同士で目的をもって幼稚園生活を展開し、深めていく時期などに至るまでの過程を様々な経ながら広げられていくものであることを考慮し、活動がそれぞれの時期にふさわしく展開されるようにすること。その際、入園当初、特に、3歳児の入園については、家庭との連携を緊密にし、生活のリズムや安全面に十分配慮すること。また、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第6条第2項に規定する認定こども園をいう。）である幼稚園については、幼稚園入園前の当該認定こども園における生活経験に配慮すること。</p> <p>(4) 幼児が様々な人やものとのかわりを通して、多様な体験をし、心身の調和のとれた発達を促すようにしていくこと。その際、心が動かされる体験が次の活動を生み出すことを考慮し、一つ一つの体験が相互に結び付き、幼稚園生活が充実するようにすること。</p> <p>(5) 長期的に発達を見通した年、学期、月などにわたる長期の指導計画やこれとの関連を保ちながらより具体的な幼児の生活に即した週、日などの短期の指導計画を作成し、適切な指導が行われるようにすること。特に、週、日などの短期の指導計画については、幼児の生活のリズムに配慮し、幼児の意識や興味・関心の連続性のある活動が相互に関連して幼稚園生活の自然な流れの中に組み込まれるようにすること。</p> <p>(6) 幼児の行う活動は、個人、グループ、学級全体などで多様に展開されるものであるが、いずれの場合にも、幼稚園全体の教師による協力体制をつくりながら、一人一人の幼児が興味や欲求を十分に満足させるよう適切な援助を行うようにすること。</p> <p>(7) 幼児の主体的な活動を促すためには、教師が多様なかわりをもつことが重要であることを踏まえ、教師は、理解者、共同作業員など様々な役割を果たし、幼児の発達に必要な豊かな体験が得られるよう、活動の場面に応じて、適切な指導を行うようにすること。</p>	<p>第四章 保育の計画及び評価</p> <p>保育所は、第一章（総則）に示された保育の目標を達成するために、保育の基本となる「保育課程」を編成するとともに、これを具体化した「指導計画」を作成しなければならない。</p> <p>保育課程及び指導計画（以下「保育の計画」という。）は、すべての子どもが、入所している間、安定した生活を送り、充実した活動ができるように、柔軟で発展的なものとし、また、一貫性のあるものとなるよう配慮することが重要である。</p> <p>また、保育所は、保育の計画に基づいて保育し、保育の内容の評価及びこれに基づく改善に努め、保育の質の向上を図るとともに、その社会的責任を果たさなければならない。【再掲】</p> <p>1 保育の計画</p> <p>(二) 指導計画</p> <p>ア 指導計画の作成</p> <p>指導計画の作成に当たっては、次の事項に留意しなければならない。</p> <p>(7) 保育課程に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と、それに関連しながら、より具体的な子どもの日々の生活に即した短期的な指導計画を作成して、保育が適切に展開されるようにすること。</p> <p>(イ) 子ども一人一人の発達過程や状況を十分に踏まえること。</p> <p>(ロ) 保育所の生活における子どもの発達過程を見通し、生活の連続性、季節の変化などを考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらい及び内容を設定すること。</p> <p>(ハ) 具体的なねらいが達成されるよう、子どもの生活する姿や発想を大切に適切な環境を構成し、子どもが主体的に活動できるようにすること。</p> <p>イ 指導計画の展開</p> <p>指導計画に基づく保育の実施に当たっては、次の事項に留意しなければならない。</p> <p>(7) 施設長、保育士などすべての職員による適切な役割分担と協力体制を整えること。</p> <p>(イ) 子どもが行う具体的な活動は、生活の中で様々な変化することに留意して、子どもが望ましい方向に向かって自ら活動を展開できるように必要な援助を行うこと。</p> <p>(ロ) 子どもが主体的な活動を促すためには、保育士等が多様な関わりを持つことが重要であることを踏まえ、子どもの情緒の安定や発達に必要な豊かな体験が得られるよう援助すること。</p> <p>(ハ) 保育士等は、子どもの実態や子どもを取り巻く状況の変化などに即して保育の過程を記録するとともに、これらを踏まえ、指導計画に基づく保育の内容の見直しを行い、改善を図ること。</p> <p>(三) 指導計画の作成上、特に留意すべき事項</p> <p>指導計画の作成に当たっては、第二章（子どもの発達）、前章（保育の内容）及びその他の関連する章に示された事項を踏まえ、特に次の事項に留意しなければならない。</p> <p>ア 発達過程に応じた保育</p> <p>(7) 三歳未満児については、一人一人の子どもの生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成すること。</p> <p>(イ) 三歳以上児については、個の成長と、子ども相互の関係や協同的な活動が促されるよう配慮すること。</p> <p>(ロ) 異年齢で構成される組やグループでの保育においては、一人一人の子どもの生活や経験、発達過程などを把握し、適切な援助や環境構成ができるよう配慮すること。</p> <p>イ 長時間にわたる保育</p> <p>長時間にわたる保育については、子どもの発達過程、生活のリズム及び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置付けること。</p>
<p>(9) 幼稚園においては、幼稚園教育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすること。</p> <p>2 特に留意する事項</p> <p>(5) 幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続のため、幼児と児童の交流の機会を設けたり、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会を設けたりするなど、連携を図るようにすること。</p>	<p>第三章 保育の内容</p> <p>2 保育の実施上の配慮事項</p> <p>保育士等は、一人一人の子どもの発達過程やその連続性を踏まえ、ねらいや内容を柔軟に取り扱うとともに、特に、次の事項に配慮して保育しなければならない。</p> <p>(四) 三歳以上児の保育に関わる配慮事項</p> <p>ケ 保育所の保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに留意し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすること。</p> <p>第四章 保育の計画及び評価</p> <p>(三) 指導計画の作成上、特に留意すべき事項</p> <p>エ 小学校との連携</p> <p>(7) 子どもが生活や発達の連続性を踏まえ、保育の内容の工夫を図るとともに、就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童との交流、職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るよう配慮すること。</p> <p>(イ) 子どもに関する情報共有に関して、保育所に入所している子どもの就学の際、市町村の支援の下に、子どもの育ちを支えるための資料が保育所から小学校へ送付されるようにすること。</p>

幼稚園教育要領・保育所保育指针对照表【(3) 教育時間、教育方法等】

【指導計画作成上の留意事項】

幼稚園教育要領	保育所保育指針
<p>第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項</p> <p>第1 指導計画の作成に当たっての留意事項</p> <p>2 特に留意する事項</p> <p>(2) 障害のある幼児の指導に当たっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉などの業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。</p> <p>(3) 幼児の社会性や豊かな人間性をはぐくむため、地域や幼稚園の実態等により、特別支援学校などの障害のある幼児との活動を共にする機会を積極的に設けるよう配慮すること。</p>	<p>第四章 保育の計画及び評価</p> <p>1 保育の計画</p> <p>(三) 指導計画の作成上、特に留意すべき事項</p> <p>ウ 障害のある子どもの保育</p> <p>(7) 障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置付けること。また、子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ること。</p> <p>(4) 保育の展開に当たっては、その子どもの発達の状況や日々の状態によっては、指導計画にとらわれず、柔軟に保育したり、職員の連携体制の中で個別の関わりが十分行えるようにすること。</p> <p>(ウ) 家庭との連携を密にし、保護者との相互理解を図りながら、適切に対応すること。</p> <p>(イ) 専門機関との連携を図り、必要に応じて助言等を得ること。</p>
<p>(4) 行事の指導に当たっては、幼稚園生活の自然の流れの中で生活に変化や潤いを与え、幼児が主体的に楽しく活動できるようにすること。なお、それぞれの行事についてはその教育的価値を十分検討し、適切なものを精選し、幼児の負担にならないようにすること。</p>	
<p>1 一般的な留意事項</p> <p>(3) 幼児の生活は、入園当初の一人一人の遊びや教師との触れ合いを通して幼稚園生活に親しみ、安定していく時期から、やがて友達同士で目的をもって幼稚園生活を展開し、深めていく時期などに至るまでの過程を様々に経ながら広げられていくものであることを考慮し、活動がそれぞれの時期にふさわしく展開されるようにすること。その際、入園当初、特に、3歳児の入園については、家庭との連携を緊密にし、生活のリズムや安全面に十分配慮すること。また、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第6条第2項に規定する認定こども園をいう。）である幼稚園については、幼稚園入園前の当該認定こども園における生活経験に配慮すること。【再掲】</p>	<p>第三章 保育の内容</p> <p>2 保育の実施上の配慮事項</p> <p>保育士等は、一人一人の子どもの発達過程やその連続性を踏まえ、ねらいや内容を柔軟に取り扱うとともに、特に、次の事項に配慮して保育しなければならない。</p> <p>(一) 保育に関わる全般的な配慮事項</p> <p>エ 子どもの入所時の保育に当たっては、できるだけ個別に対応し、子どもが安定感を得て、次第に保育所の生活になじんでいくようにするとともに、既に入所している子どもに不安や動揺を与えないよう配慮すること。</p>
	<p>オ 子どもの国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるよう配慮すること。</p> <p>カ 子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないように配慮すること。</p>
<p>1 一般的な留意事項</p> <p>(2) 指導計画の作成に当たっては、次に示すところにより、具体的なねらい及び内容を明確に設定し、適切な環境を構成することなどにより活動が選択・展開されるようにすること。</p> <p>(略)</p> <p>その際、幼児の実態及び幼児を取り巻く状況の変化などに即して指導の過程についての反省や評価を適切に行い、常に指導計画の改善を図ること。【再掲】</p>	<p>第四章 保育の計画及び評価</p> <p>(略)</p> <p>また、保育所は、保育の計画に基づいて保育し、保育の内容の評価及びこれに基づく改善に努め、保育の質の向上を図るとともに、その社会的責任を果たさなければならない。</p> <p>2 保育の内容等の自己評価</p> <p>(一) 保育士等の自己評価</p> <p>ア 保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない。</p> <p>イ 保育士等による自己評価に当たっては、次の事項に留意しなければならない。</p> <p>(7) 子どもの活動内容やその結果だけでなく、子どもの心の育ちや意欲、取り組む過程などに十分配慮すること。</p> <p>(4) 自らの保育実践の振り返りや職員相互の話し合い等を通じて、専門性の向上及び保育の質の向上のための課題を明確にするとともに、保育所全体の保育の内容に関する認識を深めること。</p>
<p>2 特に留意する事項</p> <p>(1) 安全に関する指導に当たっては、情緒の安定を図り、遊びを通して状況に応じて機敏に自分の体を動かすことができるようにするとともに、危険な場所や事物などが分かり、安全についての理解を深めるようにすること。また、交通安全の習慣を身に付けるようにするとともに、災害などの緊急時に適切な行動がとれるようにするための訓練なども行うようにすること。</p>	<p>第五章 健康及び安全</p> <p>2 環境及び衛生管理並びに安全管理</p> <p>(二) 事故防止及び安全対策</p> <p>ア 保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制作りを図るとともに、家庭や地域の諸機関の協力の下に安全指導を行うこと。</p> <p>イ 災害や事故の発生に備え、危険箇所の点検や避難訓練を実施するとともに、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図ること。また、子どもの精神保健面における対応に留意すること。</p>

幼稚園教育要領・保育所保育指针对照表【(4) 家庭や地域との連携・子育て支援等】

【家庭や地域との連携、子育て支援】

幼稚園教育要領	保育所保育指針
<p>第1章 総 則</p> <p>第2 教育課程の編成 【再掲】 幼稚園は、家庭との連携を図りながら、この章の第1に示す幼稚園教育の基本に基づいて展開される幼稚園生活を通して、生きる力の基礎を育成するよう学校教育法第23条に規定する幼稚園教育の目標の達成に努めなければならない。</p> <p>第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項</p> <p>第1 指導計画の作成に当たっての留意事項</p> <p>1 一般的な留意事項</p> <p>(8) 幼児の生活は、家庭を基盤として地域社会を通じて次第に広がりをもつものであることに留意し、家庭との連携を十分に図るなど、幼稚園における生活が家庭や地域社会と連続性を保ちつつ展開されるようにすること。その際、地域の自然、人材、行事や公共施設などの地域の資源を積極的に活用し、幼児が豊かな生活体験を得られるように工夫すること。また、家庭との連携に当たっては、保護者との情報交換の機会を設けたり、保護者と幼児との活動の機会を設けたりなどすることを通じて、保護者の幼児期の教育に関する理解が深まるよう配慮すること。</p>	<p>(な し)</p> <p>第四章 保育の計画及び評価</p> <p>1 保育の計画</p> <p>(三) 指導計画の作成上、特に留意すべき事項</p> <p>オ 家庭及び地域社会との連携 子どもの生活の連続性を踏まえ、家庭及び地域社会と連携して保育が展開されるよう配慮すること。その際、家庭や地域の機関及び団体の協力を得て、地域の自然、人材、行事、施設等の資源を積極的に活用し、豊かな生活体験を始め保育内容の充実が図られるよう配慮すること。</p>
<p>第1章 総 則</p> <p>第3 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動など (略) また、幼稚園の目的の達成に資するため、幼児の生活全体が豊かなものとなるよう家庭や地域における幼児期の教育の支援に努めること。</p> <p>第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項</p> <p>第2 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項</p> <p>2 幼稚園の運営に当たっては、子育ての支援のために保護者や地域の人々に機能や施設を開放して、園内体制の整備や関係機関との連携及び協力に配慮しつつ、幼児期の教育に関する相談に応じたり、情報を提供したり、幼児と保護者との登園を受け入れたり、保護者同士の交流の機会を提供したりするなど、地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること。</p>	<p>第6章 保護者に対する支援</p> <p>保育所における保護者への支援は、保育士等の業務であり、その専門性を生かした子育て支援の役割は、特に重要なものである。保育所は、第一章（総則）に示されているように、その特性を生かし、保育所に入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭への支援について、職員間の連携を図りながら、次の事項に留意して、積極的に取り組むことが求められる。</p> <p>1 保育所における保護者に対する支援の基本</p> <p>(一) 子どもの最善の利益を考慮し、子どもの福祉を重視すること。 (二) 保護者とともに、子どもの成長の喜びを共有すること。 (三) 保育に関する知識や技術などの保育士の専門性や、子どもの集団が常に存在する環境など、保育所の特性を生かすこと。 (四) 一人一人の保護者の状況を踏まえ、子どもと保護者の安定した関係に配慮して、保護者の養育力の向上に資するよう、適切に支援すること。 (五) 子育て等に関する相談や助言に当たっては、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に、保護者一人一人の自己決定を尊重すること。 (六) 子どもの利益に反しない限りにおいて、保護者や子どものプライバシーの保護、知り得た事項の秘密保持に留意すること。 (七) 地域の子育て支援に関する資源を積極的に活用するとともに、子育て支援に関する地域の関係機関、団体等との連携及び協力を図ること。</p>
<p>第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項</p> <p>第2 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項</p> <p>2 幼稚園の運営に当たっては、子育ての支援のために保護者や地域の人々に機能や施設を開放して、園内体制の整備や関係機関との連携及び協力に配慮しつつ、幼児期の教育に関する相談に応じたり、情報を提供したり、幼児と保護者との登園を受け入れたり、保護者同士の交流の機会を提供したりするなど、地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること。</p>	<p>2 保育所に入所している子どもの保護者に関する支援</p> <p>(一) 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援は、子どもの保育との密接な関連の中で、子どもの送迎時の対応、相談や助言、連絡や通信、会合や行事など様々な機会を活用して行うこと。 (二) 保護者に対し、保育所における子どもの様子や日々の保育の意図などを説明し、保護者との相互理解を図るよう努めること。 (三) 保育所において、保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、通常の保育に加えて、保育時間の延長、休日、夜間の保育、病児・病後児に対する保育など多様な保育を実施する場合には、保護者の状況に配慮するとともに、子どもの福祉が尊重されるよう努めること。 (四) 子どもに障害や発達上の課題が見られる場合には、市町村や関係機関と連携及び協力を図りつつ、保護者に対する個別の支援を行うよう努めること。 (五) 保護者に育児不安等が見られる場合には、保護者の希望に応じて個別の支援を行うよう努めること。 (六) 保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。</p> <p>3 地域における子育て支援</p> <p>(一) 保育所は、児童福祉法第四十八条の三の規定に基づき、その行う保育に支障がない限りにおいて、地域の実情や当該保育所の体制等を踏まえ、次に掲げるような地域の保護者等に対する子育て支援を積極的に行うよう努めること。</p> <p>ア 地域の子育ての拠点としての機能</p> <p>(7) 子育て家庭への保育所機能の開放（施設及び設備の開放、体験保育等） (イ) 子育て等に関する相談や援助の実施 (ロ) 子育て家庭の交流の場の提供及び交流の促進 (イ) 地域の子育て支援に関する情報の提供</p> <p>イ 一時保育</p> <p>(二) 市町村の支援を得て、地域の関係機関、団体等との積極的な連携及び協力を図るとともに、子育て支援に関わる地域の人材の積極的な活用を図るよう努めること。 (三) 地域の要保護児童への対応など、地域の子どもをめぐる諸課題に対し、要保護児童対策地域協議会など関係機関等と連携、協力して取り組むよう努めること。</p>

幼稚園教育要領・保育所保育指针对照表【(4) 家庭や地域との連携・子育て支援等】

【預かり保育】

幼稚園教育要領	保育所保育指針
<p>第1章 総 則</p> <p>第3 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動など 幼稚園は、地域の実態や保護者の要請により教育課程に係る教育時間の終了後等に希望する者を対象に行う教育活動について、学校教育法第22条及び第23条並びにこの章の第1に示す幼稚園教育の基本を踏まえ実施すること。また、幼稚園の目的の達成に資するため、幼児の生活全体が豊かなものとなるよう家庭や地域における幼児期の教育の支援に努めること。</p> <p>第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項</p> <p>第2 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項</p> <p>1 地域の実態や保護者の要請により、教育課程に係る教育時間の終了後等に希望する者を対象に行う教育活動については、幼児の心身の負担に配慮すること。また、以下の点にも留意すること。</p> <p>(1) 教育課程に基づく活動を考慮し、幼児期にふさわしい無理のないものとなるようにすること。その際、教育課程に基づく活動を担当する教師と緊密な連携を図るようにすること。</p> <p>(2) 家庭や地域での幼児の生活も考慮し、教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の計画を作成するようにすること。その際、地域の様々な資源を活用しつつ、多様な体験ができるようにすること。</p> <p>(3) 家庭との緊密な連携を図るようにすること。その際、情報交換の機会を設けたりするなど、保護者が、幼稚園と共に幼児を育てると意識が高まるようにすること。</p> <p>(4) 地域の実態や保護者の事情とともに幼児の生活のリズムを踏まえつつ、例えば実施日数や時間などについて、弾力的な運用に配慮すること。</p> <p>(5) 適切な指導体制を整備した上で、幼稚園の教師の責任と指導の下に行うようにすること。</p>	<p>(な し)</p>

幼稚園教育要領・保育所保育指针对照表【(5) その他】

【施設の役割、社会的責任等】

幼稚園教育要領	保育所保育指針
<p>(な し)</p>	<p>第一章 総 則</p> <p>1 趣旨</p> <p>(一) この指針は、児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第三十五条の規定に基づき、保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関連する運営に関する事項を定めるものである。</p> <p>(二) 各保育所は、この指針において規定される保育の内容に係る基本原則に関する事項等を踏まえ、各保育所の実情に応じて創意工夫を図り、保育所の機能及び質の向上に努めなければならない。</p> <p>2 保育所の役割</p> <p>(一) 保育所は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条の規定に基づき、保育に欠ける子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。</p> <p>(二) 保育所は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。</p> <p>(三) 保育所は、入所する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担うものである。</p> <p>(四) 保育所における保育士は、児童福祉法第十八条の四の規定を踏まえ、保育所の役割及び機能が適切に発揮されるように、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育するとともに、子どもの保護者に対する保育に関する指導を行うものである。</p> <p>4 保育所の社会的責任</p> <p>(一) 保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。</p> <p>(二) 保育所は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に、当該保育所が行う保育の内容を適切に説明するよう努めなければならない。</p> <p>(三) 保育所は、入所する子ども等の個人情報適切に取り扱うとともに、保護者の苦情などに対し、その解決を図るよう努めなければならない。</p>

幼稚園教育要領・保育所保育指针对照表【(5) その他】

【評価（施設としての評価）】

幼稚園教育要領	保育所保育指針
<p style="text-align: center;">(な し)</p> <p><参考></p> <p>○学校教育法 第28条 第37条第6項、第8項及び第12項から第17項まで並びに第42条から第44条までの規定は、幼稚園に準用する。</p> <p>第42条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。</p> <p>○学校教育法施行規則 第39条 第48条、第49条、第54条、第59条から第68条までの規定は、幼稚園に準用する。</p> <p>第66条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。 2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。</p> <p>第67条 小学校は、前条第1項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。</p> <p>第68条 小学校は、第66条第1項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。</p>	<p>第四章 保育の計画及び評価</p> <p>(略)</p> <p>また、保育所は、保育の計画に基づいて保育し、保育の内容の評価及びこれに基づく改善に努め、保育の質の向上を図るとともに、その社会的責任を果たさなければならない。</p> <p>2 保育の内容等の自己評価</p> <p>(二) 保育所の自己評価</p> <p>ア 保育所は、保育の質の向上を図るため、保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえ、当該保育所の保育の内容等について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。</p> <p>イ 保育所の自己評価を行うに当たっては、次の事項に留意しなければならない。</p> <p>(7) 地域の実情や保育所の実態に即して、適切に評価の観点や項目等を設定し、全職員による共通理解を持って取り組むとともに、評価の結果を踏まえ、当該保育所の保育の内容等の改善を図ること。</p> <p>(イ) 児童福祉施設最低基準第三十六条の趣旨を踏まえ、保育の内容等の評価に関し、保護者及び地域住民等の意見を聴くことが望ましいこと。</p>

幼稚園教育要領・保育所保育指针对照表【(5) その他】

【健康・安全】

幼稚園教育要領	保育所保育指針
<p>(なし)</p> <p><参考></p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校教育法 第12条 学校においては、別に法律で定めるところにより、幼児、児童、生徒及び学生並びに職員の健康の保持増進を図るため、健康診断を行い、その他その保健に必要な措置を講じなければならない。 ○学校保健安全法 ○学校保健安全法施行令 ○学校保健安全法施行規則 	<p>第五章 健康及び安全</p> <p>子どもの健康及び安全は、子どもの生命の保持と健やかな生活の基本であり、保育所においては、一人一人の子どもの健康の保持及び増進並びに安全の確保とともに、保育所の子ども集団全体の健康及び安全の確保に努めなければならない。また、子どもが、自らの体や健康に関心を持ち、心身の機能を高めていくことが大切である。このため、保育所は、第一章（総則）、第三章（保育の内容）等の関連する事項に留意し、次に示す事項を踏まえ、保育しなければならない。</p> <p>1 子どもの健康支援</p> <p>(一) 子どもの健康状態並びに発育及び発達状態の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 子どもの心身の状態に応じて保育するために、子どもの健康状態並びに発育及び発達状態について、定期的、継続的に、また、必要に応じて随時、把握すること。 イ 保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの状態を観察し、何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合には、保護者に連絡するとともに、嘱託医と相談するなど適切な対応を図ること。 ウ 子ども的心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村や関係機関と連携し、児童福祉法第二十五条の二第一項に規定する要保護児童対策地域協議会（以下「要保護児童対策地域協議会」という。）で検討するなど適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。 <p>(二) 健康増進</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 子ども健康に関する保健計画を作成し、全職員がそのねらいや内容を明確にしなが、一人一人の子どもの健康の保持及び増進に努めていくこと。 イ 子ども的心身の健康状態や疾病等の把握のために、嘱託医等により定期的に健康診断を行い、その結果を記録し、保育に活用するとともに、保護者に連絡し、保護者が子どもの状態を理解し、日常生活に活用できるようにすること。 <p>(三) 疾病等への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。 イ 感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めること。また、感染症に関する保育所の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ておくこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。 ウ 子ども疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしておくこと。 <p>2 環境及び衛生管理並びに安全管理</p> <p>(一) 環境及び衛生管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備、用具等の衛生管理に努めること。 イ 子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めること。 <p>(二) 事故防止及び安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 保育中の事故防止のために、子ども的心身の状態等を踏まえつつ、保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制作りを図るとともに、家庭や地域の諸機関の協力の下に安全指導を行うこと。 <p>3 食育の推進【再掲】</p> <p>4 健康及び安全の実施体制等</p> <p>施設長は、入所する子どもの健康及び安全に最終的な責任を有することにかんがみ、この章の1から3までに規定する事項が保育所において適切に実施されるように、次の事項に留意し、保育所における健康及び安全の実施体制等の整備に努めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) 全職員が健康及び安全に関する共通理解を深め、適切な分担と協力の下に年間を通じて計画的に取り組むこと。 (二) 取組の方針や具体的な活動の企画立案及び保育所内外の連絡調整の業務について、専門的職員が担当することが望ましいこと。栄養士及び看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かして業務に当たること。 (三) 保護者と常に密接な連携を図るとともに、保育所全体の方針や取組について、周知するよう努めること。 (四) 市町村の支援の下に、地域の関係機関等との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めること。

幼稚園教育要領・保育所保育指针对照表【(5) その他】

【資質向上】

幼稚園教育要領	保育所保育指針
<p>(なし)</p>	<p>第七章 職員の資質向上</p> <p>第一章（総則）から前章（保護者に対する支援）までに示された事項を踏まえ、保育所は、質の高い保育を展開するため、絶えず、一人一人の職員についての資質向上及び職員全体の専門性の向上を図るよう努めなければならない。</p> <p>1 職員の資質向上に関する基本的事項 職員の資質向上に関しては、次の事項に留意して取り組むよう努めなければならない。</p> <p>(一) 子どもの最善の利益を考慮し、人権に配慮した保育を行うためには、職員一人一人の倫理観、人間性並びに保育所職員としての職務及び責任の理解と自覚が基盤となること。</p> <p>(二) 保育所全体の保育の質の向上を図るため、職員一人一人が、保育実践や研修などを通じて保育の専門性などを高めるとともに、保育実践や保育の内容に関する職員の共通理解を図り、協働性を高めていくこと。</p> <p>(三) 職員同士の信頼関係とともに、職員と子ども及び職員と保護者との信頼関係を形成していく中で、常に自己研鑽に努め、喜びや意欲を持って保育に当たること。</p> <p>2 施設長の責務 施設長は、保育の質及び職員の資質の向上のため、次の事項に留意するとともに、必要な環境の確保に努めなければならない。</p> <p>(一) 施設長は、保育所の役割や社会的責任を遂行するために、法令等を遵守し、保育所を取り巻く社会情勢などを踏まえ、その専門性等の向上に努めること。</p> <p>(二) 第四章（保育の計画及び評価）の2の(一)（保育士等の自己評価）及び(二)（保育所の自己評価）等を踏まえ、職員が保育所の課題について共通理解を深め、協力して改善に努めることができる体制を作ること。</p> <p>(三) 職員及び保育所の課題を踏まえた保育所内外の研修を体系的、計画的に実施するとともに、職員の自己研鑽に対する援助や助言に努めること。</p> <p>3 職員の研修等</p> <p>(一) 職員は、子どもの保育及び保護者に対する保育に関する指導が適切に行われるように、自己評価に基づく課題等を踏まえ、保育所内外の研修等を通じて、必要な知識及び技術の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>(二) 職員一人一人が課題を持って主体的に学ぶとともに、他の職員や地域の関係機関など、様々な人や場との関わりの中で共に学び合う環境を醸成していくことにより、保育所の活性化を図っていくことが求められる。</p>